

令和2年5月12日

令和2年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和2年第2回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和2年5月12日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事兼 人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一	しあわせ創造部副理事	松本 啓子

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和2年5月12日から13日（2日）

○会議録署名議員

2番 谷崎整史 3番 道工晴久

議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第30号	専決処分の承認について（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）
日程第4	議案第31号	専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）
日程第5	議案第32号	専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）
日程第6	議案第33号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第34号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第8	議案第35号	岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第9	議員提出議案第7号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議員提出議案第8号	特別委員会の設置について（第二阪和国道複線化促進委員会）
日程第11	議員提出議案第9号	特別委員会の設置について（新たなみさき公園開設委員会）
日程第12	選任第1号	常任委員会委員の選任について
日程第13	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
日程第14	選任第3号	特別委員会委員の選任について
日程第15	選挙第1号	泉州南消防組合議会議員の選挙について

日程第16	議案第36号	監査委員の選任について
日程第17		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第18		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第19		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第21		特別委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和2年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

お手元に配付しているのは、本日本日予定しています日程第9、議員提出議案第7号、日程第10、議員提出議案第8号及び日程第11、議員提出議案第9号の議案になります。

5月1日の議運、全協において特別委員会の設置については二つに分けて提案するというところで日程が一つ追加になりましたので、合わせて議事日程表を配付しております。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名します。

2番、谷崎整史君、3番、道工晴久君。以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、5月12日、13日の2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月12日、13日の2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さんおはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和2年第2回岬町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、

心から御礼を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

また、現在、療養中の皆様の早期回復を心よりお祈りいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月上旬に緊急事態宣言が発令され、5月4日には宣言の延長が決定されました。

各都道府県では、地域の状況に応じた出口戦略の独自基準を定めるなど、外出自粛や休業要請を緩和するための動きも見られております。

この国難ともいえる状況を乗り越えるため、医療現場の第一線で今でもご活躍されております医療従事者の皆様並びに私たちの生活を守るため事業を継続されている事業者の皆様にご心より御礼を申し上げます。

また、本町におきましては現時点で感染者は確認されておりません。

皆様には、この厳しい状況を町民一丸となって乗り越えるため、不要不急の外出自粛へご協力をいただくことや、町内放送へのご理解と行事等の延伸、中止などのさまざまな感染拡大防止対策へのご理解とご協力をいただいております。この場をおかりいたしまして、住民の皆様、議会の皆様に改めてお礼を申し上げます。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大については、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

本町としましては、特別定額給付金事業や大阪府とともにを行う休業要請支援金事業、本町独自に行う支援事業等の実施につきましては一日でも早く、また持続的に町民の皆様が安心して暮らせるよう引き続き取り組んでまいります。

皆様におかれましても、引き続きのご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認についてなど、専決処分の承認についてが3件。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが3件。監査委員の選任についてが1件。以上、議案7件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○奥野 学議長 町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第30号「専決処分の承認について（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 日程第3、議案第30号、専決処分の承認について（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由につきましては、議案書の裏面をご参照願います。

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月27日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、議案書並びに新旧対照表と合わせてご送付させていただいております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、概要資料をご参照願います。

今回の1、改正経緯としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下、令という）は、非常勤消防団員等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（以下、給与法という）に規定する号級月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められており、令和元年11月に給与法の一部が改正され、号級月額が改定されたことから損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について所要の改正が行われたものでございます。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても所要の改正が行われました。

概要資料の裏面をごらんください。

非常勤消防団員等の補償基礎額につきましては、表のとおり改めるものでございます。

法定利率につきましては、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

また、経過措置を設け、施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。

それでは、今回の条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

岬町消防団員等公務災害補償条例（昭和57年岬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中、「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4、第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「1万2,400円」を「1万2,440円」に、「1万3,300円」を「1万3,320円」に、「1万600円」を「1万670円」に、「1万1,500円」を「1万1,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより、特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2、1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

また、附則としまして施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた同条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上が専決処分をいたしました岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 障害補償年金前払一時金について、念のため確認をさせていただきたいと思えます。

この提案そのものは全体として補償が拡充されるものというように受けとめているのですが、この障害補償年金等については、条例の中で100分の5という具体的な数値が示されていたところから、法定利率に伴うということで、具体的な数字がわからない状態になるわけです。

この法定利率の改定に伴って適用される事柄についても補償が拡充されるというように受けとめていいのか、参考までに確認をさせてください。

○奥野 学議長 森管理監。

○森危機管理監 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、その基準が改定されることによって待遇がよくなるという状況でございます。

○奥野 学議長 ほかに。

和田議員。

○和田勝弘議員 説明、ちょっと聞き漏らしたのかわかりませんが、この改正概要の中で、団長及び副団長のところで1万4,200円と、一つもと言ったら何ですけど、補償が変わってないのは何か理由があって、規則でこうなっているのか、団長と副団長だけ上がっていないのですが、これはどうですか。

○奥野 学議長 森管理監。

○森危機管理監 議員の質問にお答えさせていただきます。

国の政令のほうが、こちらのほう、議員おっしゃってるのは、団長及び副団長の20年以上のところは1万4,200円のままであるということだと思んですけども、これ、国からの表が示されておりますけども、こちらにこの20年以上の団長、副団長については変わらず、この金額は変わらずということで通達をいただいておりますので、これで正でございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

和田議員。

○和田勝弘議員 一応、こういう通知が来たということだけで、このまま1万4,200円。何で

上がらないのか、そういうことは聞いていないということですか。

国の通知がこうであるということで、それを信用といったら何ですけど、20年以上、余計していただかないかんの違うのかなと私は思うので、質問させていただきました。

国のあれでございますので、結構でございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 少し議案というか、新旧対照表の調整上の考え方について確認したいんですけどいいですか。

○奥野 学議長 はい、どうぞ。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

新旧対照表の最終ページなのですけれども、別表が示されています。

それで、その中で、今、和田議員からの問い合わせ、質問があった、団長及び副団長については20年以上の勤務年数がある場合1万4,200円、これは改定されないのかということについてお尋ねがあったところであります。

それで、それについては変わらないということで、新旧対照表においては、下線が引かれていないということですよ。

それで、少し調整上の質問といいますのは、以前、別の議案に付随する新旧対照表で、全く変わらない場合も、こういう表の場合は全部に下線が引かれていたことがありました。

それで、私は議案の事前調査といいますか、勉強させていただく時に、下線の引かれている部分が変わったところというように注目して調べるわけです。

それで、そのときにお聞きしたのは、表の全てに下線が引いてあったものがありまして、その場合は、表は1カ所でも変更がある場合は、もうその表で一括したものという考え方なので、数字については変更がなくても表については全部下線を引くものだとお聞きしたことがありました。

しかしながら、今回はこのように変わっているところのみに下線が引かれているわけです。

今後の下準備、勉強をするに当たって、どちらの考え方でお作りになるものなのか。調整上の町としての、提案者として考え方に少しずれがあるのかなと思うのですけれども、そこをどう捉えていいのか、この機会にお尋ねしておきたいと思います。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 議案の構成の件でございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思いません。

議員ご質問の趣旨でございますが、表の改正の新旧対照表の捉え方なんですけども、今回の条例の一部改正については、別表中の個々の数字を捉えまして、それぞれ改正するという内容になっております。

議員おっしゃられている、全部の線引いてるものについては、表を改正するというので、一つひとつ項目を挙げずに、表自体を改正するという場合は、全ての表に線を引かせていただくと考えていただければと思います。

過去にどの事例でお話をされているのか、ちょっと私も今、把握できていないんですけども、基本的な考えといたしましては、表中の各項目を捉えて改正する場合は、改正したところに下線を引かせていただく。

表自体を全て改正するということにつきましては、全ての表の数字のところにも下線を引かせていただいているとご理解いただければと思います。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、ございませんね。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号「専決処分の承認について(岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

○出口 実議員 議長、よろしいですか。

○奥野 学議長 何のことですか。

○出口 実議員 実は、今日反保議員に見えてもらっています。

その中で、当然、本会議では可決する場合には立たないといけないのです、起立しないといけないのですけれども、体調が悪いので、挙手でできたらお願いしたいと思います、1名だけ。ほかは起立でお願いできたらと。

○奥野 学議長 反保議員、それでよろしいですね。ご本人も、それでよろしいですね。

○反保多喜男議員 はい。

○奥野 学議長 それでは、反保議員は起立が難しいということですので、挙手でさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○奥野 学議長 日程第4、議案第31号「専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第4、議案第31号、専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部が改正されたことに伴い、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

本件につきましては、国において情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）、いわゆるデジタル手続法の一部を改正する法律が公布されました。

このことによりまして、岬町固定資産評価審査委員会条例の引用する法律の題名変更及び条ずれの改正をしたものでございます。

条例改正文並びに新旧対照表をごらんください。

岬町固定資産評価審査委員会条例（昭和47年岬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改め、第10条第1項第2号及び第2項第3号において情報通信技術法というを削り、第3条第1項を第6条第1項に改める。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第31号「専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第32号「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第5、議案第32号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布され、いずれも原則として4月1日から施行されることに伴いまして、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表とあわせて送付いたしております岬町税条例等の一部を改正する条例の概要を用いまして説明をさせていただきます。

また、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）（以下、改正条例という。）の一部改正の主な改正内容をごらんください。

改正条例につきましては、第1条から附則第11条までの構成となっております。

まず、1.改正条例第1条、本則におきまして、第24条第1項、個人の町民税の非課税の範囲。

第34条の2所得控除、第36条の2町民税の申告、第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び第36条の3の3個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、町民税の申告等に関しまして、「未婚のひとり親」についての取り扱いを従前から税制改正において検討課題とされており、今回、既婚、未婚を問わず「ひとり親」について法改正により定義されたことを踏まえた改正内容となっております。

まず、第24条第1項個人の町民税の非課税の範囲につきましては、子を持つ寡婦、寡夫、未婚のひとり親について、法律婚の有無や性別にかかわらず同一の要件により、同額の控除を受けられることとなり、「ひとり親」として定義されましたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第34条の2所得控除につきましては、ひとり親控除を追加する等の法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の2町民税の申告につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきましては、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等についての法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の3の3個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書につきましては、

公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等についての法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第48条第2項法人の町民税の申告納付につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、第54条第2項、第4項、第5項、固定資産税の納税義務者等と第74条の3、現所有者の申告及び第75条固定資産税に係る不申告に関する過料につきましては、所有者不明土地に関する固定資産税の課税に関するもの（以下、所有者不明土地関連という。）で、現行の制度では、土地の所有者が不明で住人や店舗棟等の利用者、経営者が固定資産の使用により利益を受ける者が判明していても、土地の固定資産税は原則課税対象にならないため、今回の制度改正によりまして、市町村が調査を尽くしても所有者を特定できない場合に使用者への課税ができることとするために関連する条項の改正内容となっております。

第54条固定資産税の納税義務者等に関して、第2項、第4項、第6項、第7項、第8項につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

なお、第5項につきましては、所有者不明の固定資産につきまして、調査を尽くしても所有者を特定できない場合、使用者に対して課税することができる制度改正に伴う固定資産税の納税義務者等に関する規定の新設でございます。

次に、第61条第9項、第10項固定資産税の課税標準につきましては、住宅用地及び小規模住宅用地の特例措置について法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第61条の2法第349条の3第27項等の条例で定める割合について、児童福祉法の規定による保育事業の認可を得たものに対する固定資産税の課税標準の特例につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第74条の3現所有者の申告につきましては、所有者不明土地関連の改正で、登記又は土地、家屋補充課税台帳に所有者として、登記又は登録がされている個人が死亡している場合に現所有者に対して賦課徴収に必要な事項を申告していただくことができるための、法改正に伴う規定の新設でございます。

次に、第75条固定資産税に係る不申告に関する過料につきましては、所有者不明土地関連の法改正に伴う第74条の3の申告義務に関連し、過料に関する規定の整備でございます。

次に、第94条第2項、第4項たばこ税の課税標準につきましては、軽量の葉巻たばこに対する紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日、令和3年10月1日の2段階、2年間で見直すための法改正及び政令改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第96条第2項、第3項たばこ税の課税免除につきましては、課税免除に必要な手続の簡素化を図るための法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第98条第1項たばこ税の申告納付の手続につきましては、条例の項ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、第131条第6項特別土地保有税の納税義務者につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、附則関係でございます。

附則第3条の2延滞金の割合等の特例につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第4条第1項納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第6条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充について、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、肉用牛生産農家の経営体質強化と国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置をされているもので、適用期間を3年の期間延長する法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第10条、固定資産税等の課税標準の特例についての読み替規定につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第10条の2法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合につきましては、固定資産等の課税標準の特例項目で、いわゆる、わがまち特例の条項ずれや特例期間を経過した項目の削除及び創設について法改正に伴う規定の整備でございます。

公共の危害防止のために設置された施設等について、当該償却資産等に係る課税標準額に条例で定めた割合で賦課を行うものでございます。特例期間の終了が3件、創設が2件でございます。

なお、創設につきましては、水力を電力に変換する特定再生可能エネルギー発電設備以外の設備に係る課税標準の特例措置第17項、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置第25項となっております。

次に、附則第11条の2令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例、附則第12条宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第13条農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例につ

きましては、土地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する法改正及び改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第15条特別土地保有税の課税の特例につきましては、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第16条第2項から第4項軽自動車税の種別割の税率の特例につきまして、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第17条第1項長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例について法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第17条の2、第1項、第2項、第3項優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第23条第1項個人の町民税の税率の特例等につきましては、改元に伴う規定の整備でございます。

続いて、2、改正条例第2条、本則におきまして第19条納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、第20条年当たりの割合の基礎となる日数、第31条第2項、第3項均等割の税率、第48条法人の町民税の申告納付、第50条法人の町民税に係る不足額の納付の方法及び第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、令和4年度から国税において連結納税制度の見直しにより企業グループ内の各法人を納税単位として申告する通算制度が導入されることに伴って、関連する条項の改正内容でございます。

第19条納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第20条年当たりの割合の基礎となる日数につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第23条第3項町民税の納税義務者等につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第31条第2項、第3項均等割の税率につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第48条法人の町民税の申告納付につきましては、法改正に伴う規定の整備ござい

す。

次に、第50条法人の町民税に係る不足額の納付の手続につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第52条第4項、第5項、第6項法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第94条第2項たばこ税の課税標準につきましては、軽量の葉巻たばこに対する紙巻たばこの本数への換算方法について、2年間で見直されるための法改正に伴う規定の整備でございます。

続いて、附則関係でございます。

附則第3条の2第2項延滞金の割合等の特例につきまして、法改正に伴う規定の整備でございます。

続いて、3、改正条例第3条におきまして、岬町税条例等の一部を改正する条例（平成31年岬町条例第11号）、第3条の改正により、第24条第1項第2号を削り、附則関係の改正につきましては、改元による規定の整備でございます。

本則関係では、第3条において条文を削り、改元に伴う規定の整備でございます。

また、附則関係では、附則第1条から第3条及び附則第5条から第8条までは改元に伴う規定の整備でございます。

続いて、4、附則第8条による改正につきましては、岬町税条例等の一部を改正する条例（平成27年岬町条例第24号）のうち、附則第5条第2項第3号、第13項及び第14項の改元に伴う規定の整備でございます。

次に、5、附則第9条による改正につきましては、岬町税条例等の一部を改正する条例（平成28年岬町条例第12号）のうち、附則第1条第4号、附則第2条の2及び第4条の改元に伴う規定の整備でございます。

次に、6、附則第10条による改正につきましては、岬町税条例等の一部を改正する条例（平成29年岬町条例第18号）のうち、附則第1条第3号及び附則第2条第2項の改元に伴う規定の整備でございます。

次に、7、附則第11条による改正につきましては、岬町条例等の一部を改正する条例（平成30年岬町条例第18号）のうち、附則第1条の4号から第9号、第2条、第7条、第9条及び第11条の改元に伴う規定の整備でございます。

以上が岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 1点確認させていただきます。

所有者不明土地に関する固定資産税の課税に関わることについてお尋ねしておきたいと思えます。

今回、税条例等の一部を改定されるという専決処分をされたということで説明をいただきましたが、これは、全体としては国の動きに地方として必要な措置を取るということであろうと思っておりますけれども、この所有者不明土地に関わっては実際の事務量がどのようになるのかということ。また、その運用上のことについてお尋ねしておきたいと思えます。

所有者不明土地を課税するに当たっては、先ほどご説明のあったとおり、市町村が調査を尽くしても所有者を特定できない場合に使用者への課税ができるようにするということですが、これは、実際にこの作業をしていくとなると、非常に事務量が膨大になるということが懸念されるのですが、こういった要件に該当するような土地が、岬町に実際上、そんなにたくさん無いのであれば心配ないかと思えますけれど、ここ最近の状況であるとか、実際の事務量が余りにも膨大になることはないのか、その点についてお聞きしておきたいと思えます。

○奥野 学議長 阪本理事。

○阪本財政改革部理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

所有者不明土地の現在、件数からいいますと二、三件はあると認識しております。

こちらの事務の流れとしましては、今後、新たに所有者不明土地が発生しますと、当然、戸籍等を取得しまして、その住所地等に照会をかけて、相続人さん等を調査するわけですが、その中で相続人が見つかり、相続されるということであれば、当然、普通に終わってしまうんですけども、そこから関係者の方が相続放棄とかいったようなことも想定されます。

そういった場合は、さらにまた関係人に当たっていくというようなことを考えますと、非常に事務量的にはご心配いただいているような形でかなりの量になるのかなというようには思っています。

ただ、そういうこともございますけれども、課税の公平性という観点からはやっていく必要があると考えております。

今回、こういう形で法改正もされてますけれども、従前からうちのほうでは納税管理人というこ

とで相続人の方には届けていただいておりますので、条例改正後も同じような形で事務を進めていきたいと考えております。

ただ、事務量は確かに多くなり、時間はかかると考えておりますけども、これは税の公平性の観点からしても当然のことと思いますので、事務を粛々とやっていきたいと思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 討論ってありましたか。

○奥野 学議長 討論はあります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第32号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正について）、賛成の立場で討論に加わりたいと思います。

この提案については専決処分がもうなされているわけですが、2020年度の地方税法等の改定という国の動きに伴う地方で必要な措置が行われたというように理解をしまして、中にはひとり親世帯への個人住民税の非課税措置の適用など必要なものも含まれると考えておりますけれど、国全体で改定した中身としては大きな矛盾をはらむものというように私自身は捉えています。

その中で、地方に影響が及ぶものとして、先ほど1点お尋ねさせていただいた所有者不明土地について一言この場で申し上げておきたいと思っております。

お答えをいただいた範囲におきましては、実際、もしこれに該当することが起こった場合の事務量は膨大になるということでありましたが、少ない職員の数の中で余りにも事務量が膨大になった場合には、懸念されるのは、調査が余りにも負担が大きいということから、この決まりの乱用がなされないのかという懸念を私自身は持ちます。

ただ、負担の公平性の観点で実務が行われるということでしたが、それはもちろん適切に行っ

ていただくことを前提にしながら、実際の実務としては納税管理人の方にお支払いいただくことも含めて適切に行われている、そして丁寧に行われているのであろうと理解いたしますので、この適用については運用を厳格、また慎重に行っていただきたいとこの場をおかりして求めておきたいと思います。

担当課においてはご承知だと思いますが、この改定においても所有者が多数ある場合であるとか、所有者が行方不明といった場合はこの中身は適用できないということになっておりますので、実際の運用としては慎重に行っていただきたい。

そしてまた、少ない職員の中での実務になりますから、余りにも膨大な作業になっていくという中で、健康を損なわれるようなことのないように実務については取り計らっていただきたいと要望を申し上げて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号、専決処分の承認について(岬町税条例等の一部改正)を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第33号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 日程第6、議案第33号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対する岬町における住民の生活並びに地域経済支援のための財源として、特別職の職員の給料月額のさらなる削減を行うため本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、現在、特別職の給料につきましては、行財政改革の推進を図るため、

15%の独自減額を実施しております。

この独自減額額の15%に加えまして、6月から8月の3カ月間におきまして、さらに5%を上乗せし、20%の減額を実施するものとして、第1条においては8月末までの20%減額を行い、第2条においては9月から行財政改革のため継続していた15%減額に戻す改正となります。

それでは、お手元の議案書並びに新旧対照表をご参照ください。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中、平成29年10月9日を令和2年6月2日に、平成33年10月8日を令和2年8月31日に、65万4,000円を61万6,000円に、54万4,000円を51万2,000円に、51万円を48万円に改めるものでございます。

この部分が6月から8月末までの3カ月間20%の減額となります。

次に、第2条の部分です。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中、令和2年6月2日を令和2年9月1日に、令和2年8月31日を令和3年10月8日に、61万6,000円を65万4,000円に、51万2,000円を54万4,000円に、48万円を51万円に改めるものでございます。

この改正で、令和2年9月から令和3年10月8日までの間、行財政改革のため継続している15%減額に戻すこととなります。

最後に附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文の附則部分をごらんください。

この条例は、令和2年6月2日から施行する。ただし、第2条に関しましては、先ほどの内容を踏まえまして令和2年9月1日から施行するものとしております。

改正内容の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第34号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第7、議案第34号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合などに休みやすい環境を整備するため、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者給与の支払いを受けているものに傷病手当金を支給する市町村に対しては、傷病手当金の全額を国が特例的に財政支援を行うこととされました。

国民健康保険制度における傷病手当金の支給は、任意給付として条例の定めるところにより行うことができるとされており、国内の感染拡大防止の観点から、本町におきましても新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、傷病手当金の支給内容、給与等との調整について定める条文を追加し、国の財政支援の対象範囲と同一の内容で次元的な措置であるため、本則ではなく附則において条文を追加しております。

附則第6条につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当

金について、支給対象者、支給対象となる日数1日当たりの支給額及びその支給期間について規定しております。

第1項では対象者を給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われるものと規定しており、支給対象となる日数を労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日と規定しております。

次に、第2項では1日当たりの支給額を直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する金額と規定しております。

続いて、第3項では、支給期間を支給を始めた日から最長1年と六月までと規定しております。

次に、続く第7条につきましては、傷病手当金と給与等との調整について規定しており、給与等の全額または一部を受けることができる場合には傷病手当金は重複して支給しない。

ただし、受けることができる給与等の額が算定される傷病手当金の額より少ない場合はその差額を支給すると規定しております。

次に、施行期日につきましては、交付の日からと定め、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用すると規定しております。

以上が条例案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 対象についてお尋ねいたします。

先ほど説明の中で、新型コロナウイルスに感染をされた方、それから、その疑いがありお仕事を休みになられた方ということは理解したのですが、これは、いわゆる被用者に限るということだと思うのですけれども、要するに、従業員ですね。

それで、対象を雇用主にも広げるということはお考えにならなかったのか、この1点がお聞きしたいことであります。

それから、もう1点ですが、対象になる日にちなのですが、単純なことをまずお聞きするのですが、感染したとき又は発熱等の症状があり、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からというようになっているのですが、これは具体的に言うと、休み始めて何日目からが傷病手当の対象期間になるのか。4日目からと考えていいのか、単純な質問です。

がお答えいただきたいと思います。

それから、この療養の期間とその適用される傷病手当が適用される期間ですけれど、そこには一定のずれが生じるわけなのですが、お休みしないといけなくなった1日目から傷病手当の対象とする考えを持たなかったのか、このこともお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えします。

まず、今回の対象者に事業主も考えなかったのかということでございますけれども、国民健康保険制度におきましては、さまざまな就労形態の被保険者が加入されているということを踏まえまして、今回の提案理由にもありましたけれども、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から給与の支払いを受けている被保険者が感染した場合や感染の疑いのある場合に休みやすい環境を整備するというを目的としておりますので、今回につきましては給与の支払いを受けているものとしたところでございます。

あと、次に何日目から支給の対象となるのかということで3日を経過した日からということで、4日目からということでございます。

あと、3点目の質問は、申しわけありません、今回、傷病手当金の支給の対象となるのが1日目から考えなかったのかということでございますけれども、こちらにつきましては、今回、国の支援を受けるということで、国の考え方に同一の規定とさせていただいておりますので、4日目以降という形にさせていただいております。

あわせまして、既に健康保険法、会社に勤められている方が加入されている健康保険につきましても、傷病手当金につきましては4日目以降という規定がされていますので、それとあわせた考え方で今回、規定をさせていただいているところでございます。ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えいただいた給与の支払いを受けている者が休みやすい環境になるようにということで、今回、傷病手当金の条例規定を追加するというですけれど、感染の拡大の防止ということで、適切な措置であるように思いますし、傷病手当金という規定そのものが国民健康保険の中には全く無かった中ですので、今回のこの措置は画期的なことと私自身は捉えているのです。

対象者が極めて限られる、また、新型コロナウイルスに感染された方やその疑いのある方でお仕事をお休みになられた方ということで、対象になる方がいないほうがもちろんいいわけ

ですが、そういう前提はありつつも傷病手当金の制度について一步を踏み出したという点では画期をなすものと思っていますけれど、その休みやすい環境を作るということと言えますと、給与の支払いを受けているもの、従業員だけに限らず事業主にとっても休みやすい環境を作ることは必要なのではないかと思いますのですが、その点についてどうお考えになるのか、重ねてお尋ねしたいと思います。

それから、適用の日数というか、いつから適用になるかという問題なのですが、先ほどお答えいただいたとおり、起算して、要するに4日目から、休んでから4日目から適用されるということになるということを確認いたしました。

なぜ4日目からかという問題ですが、これは恐らくですけど、もともと37度5分の熱が始めてから4日経ってから病院に行きなさいと、PCR検査を受ける基準として語られていたところから来るのではないかと私は思っているのです。

現在では、規定そのものが言い訳がましい説明に加えて、考え方そのものが撤回されたわけですけども、そのことからすると、4日目からという考え方でいいのかどうか。

それから、4日目からというのは、健常の方においてのみ、当時の考え方ですけど、持病のある方等については2日目からPCR検査を受ける対象とされていたわけですけど、そのことについては、議案書の中では少しうかがい知ることができませんので、持病のある方が2日目からという規定が当時あったわけで、そのことについては適用をどのようになさるのか、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えします。

対象者を雇用主も含めてのお考えはということでございますけれども、確かに、国民健康保険の被保険者の方には事業主の方もおられると思います。

確かに、その方についても何かの措置があればいいかなと私も思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、今回、国の特例的な財政支援ということで、国の同一の内容をもとに条例を改正させていただいているところでございますので、国に合わせた考え方で改正する必要があるということをご理解いただけたらと思います。

あと、4日目以降の適応する日のことについてですけども、私の理解では、もともとある健康保険法に規定されている傷病手当金の規定が4日目以降、3日が経過した日という形になっておりますので、それに合わせた規定で今回も定めさせていただいているということご理解しておりますので、その分、合わせてご理解いただけたらと思います。

○奥野 学議長 よろしいですか、質問ございますか。

○中原 晶議員 質問はいいです。

○奥野 学議長 もういいですか。

ほかの方、質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんね。

賛成討論をお願いします。

○中原 晶議員 議案第34号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、賛成する立場で討論を行います。

先ほどの質疑の中で、対象を被用者に限らずに事業主、雇用主ですね。そういった方にも拡充してはどうかという考え方に基づいて、そういった拡充をすることについて考えなかったのかということに対してお答えをいただきました。

国の措置と同一にしたという結論的なお答えをいただいたところでありますが、国としては、もちろん国の措置の例を示しているわけですが、そこにとどまる必要はないということも同時に言っておりまして、さらに拡充することについて特に禁止するという考え方は示されておられません。

ただ、それ以上のことを岬町がすることになった場合は、国から財源的な措置が受けられないという問題がありますので、なかなか岬町の国保として独自にさらに拡充するというのはお金の問題で難しいと思いますので、反対まではいたしませんけれども、国に対してさらに制度の拡充をぜひ求めていただきたいと思います。

今回のこの措置は、国がいたってまともな提案をしてきたということによるものでありますけれども、それに岬町としても適切に答える画期的なもの、そのように全体としては捉えておりますので、もしもこの対象に当てはまるような方があった場合は、適切に対応していただきたいということを申し上げて賛同します。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第8、議案第35号「岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第8、議案第35号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、岬町において行う事務を規定する本条例第2条に第8号として広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を岬町において行う業務として加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からと定めております。

以上が条例案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 念のため確認させていただきます。

この議案第35号の提案ですが、先ほどの議案第34号の中身と同様の後期高齢者医療の条例上の改定が行われたことを前提として事務手続上、申請に係るものという事柄に限って岬町の条

例としては改定を行うということによろしいでしょうか。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えいたします。

今回の後期高齢者医療に係る傷病手当金の規定につきましては、もう既に大阪府広域連合のほうで条例の改正は行われておりまして、それに伴いまして岬町としての事務をその受付をするということで今回、条例の改正をお願いしているところでございます。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

ほか、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号「岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第9、議員提出議案第7号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第7号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者は、岬町議会議員 道工晴久

賛成者は、次のとおりでございます。

敬称は略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 坂原正勝
同 竹原伸晃
同 出口実
同 谷崎整史
同 松尾匡
同 辻下正純
同 和田勝弘
同 小川日出夫
同 中原晶
同 反保多喜男

以上であります。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に対する岬町における住民の生活並びに地域経済支援のための財源として、議員報酬の10%の削減を行うため、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての説明をいたします。

裏面をご参照願います。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5号を次のように改める。

5、第1条の規定の適用については、令和2年6月2日から令和2年11月30日までの間においては、同条中「34万円」とあるのは「30万6,000円」と、「31万円」とあるのは「27万9,000円」と、「30万円」とあるのは「27万円」とする。

附則この条例は、令和2年6月2日から施行する。

参考までに新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、質疑等につきましては自席から答弁をさせていただきますことをご了承願います。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第7号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第10、議員提出議案第8号「特別委員会の設置について（第二阪和国道複線化促進委員会）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第8号、特別委員会の設置について（第二阪和国道複線化促進委員会）を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。

敬称は略させていただきます。

提出者 岬町議会議員 松 尾 匡

賛成者 同 坂 原 正 勝

同 道 工 晴 久

同 辻 下 正 純

同 谷 崎 整 史

同 竹 原 伸 晃

同 中 原 晶

同 小 川 日出夫

同 出 口 実

同 反 保 多喜男

以上であります。

提案理由は下記のとおり、特別委員会を設置することについて、岬町議会委員会条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

委員会の名称、第二阪和国道複線化促進委員会。

設置目的は、第二阪和国道複線化促進に関する事件について審査を行う。

委員定数は6人。

設置期間は、目的が達成するまでです。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑に対する答弁については自席で行いたいと思いますのでご了承願います。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第8号「特別委員会の設置について(第二阪和国道複線化促進委員会)」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第11、議員提出議案第9号「特別委員会の設置について(新たなみさき公園開設委員会)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第9号、特別委員会の設置について(新たなみさき公園開設委員会)を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者及び賛成者は次のとおりです。

敬称は略させていただきます。

提出者 岬町議会議員 松 尾 匡

賛成者 同 坂 原 正 勝

同 道 工 晴 久

同 中 原 晶

同 小 川 日出夫

以上であります。

提案理由は下記のとおり、特別委員会を設置することについて、岬町議会委員会条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員会の名称、新たなみさき公園開設委員会。

設置目的は、集客拠点の一つとなる岬町立みさき公園を開設するための調査、研究を行う。

委員定数は6人。

設置期間は目的が達成されるまでです。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑に対する答弁については自席で行いたいと思いますのでご了承願います。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点確認します。

前回の全協なりでこの特別委員会について少しみんなでお話しをしました。

その時には、委員定数は全員でという話であったと思われませんが、この提案書を見ますと委員定数が6人となっていますので、どこでどういうふうに変わって6人になったのか教えてください。

○奥野 学議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 竹原議員の質問にお答えします。

これまでの議員の中での発言であるとか、先の全員協議会の中でも、一部で、例えば議員がこの件について意見をすべきではないとか、あと、行政が行っていることを全て任せたいというような意見がございました。

それ、つまり、みさき公園問題についてもう言うことがないよと、そして、どんなことが起き

でも見守っていくんだ、口出しはしないよというようなことの意味表示であると私は考えまして、そのような議員を委員会に属させたとしても、中身のある議論ができないと判断したためでございます。

本来ならチェック機関である議員がきちんとチェック、そして精査する事案であるので、初めは、私は12人で行うことが本来は理想と考えていまして、全員協議会ではそう提案しましたが、そのような発言をする議員がいたことから、前向きな意識を持ってしっかりと口を出して議論を交わせる委員で構成する委員会を設置することが望ましいのではないかと考えて、今回、人数の変更を行いました。

こういった背景から、この件についてしっかりと仕事をする意識のあるメンバーで議論を重ねることが、住民の期待と希望に添えていくものと考えて6名といたしました。

○奥野 学議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 回答いただきました。

すると、そのときの議論において、特別委員会の設置においては、今までずっと満場一致をもって設置をしようということと言われた、議論されていたわけですがけれども、それについては全く加味せず、ずっとこの賛成多数というところを目指して提案されたということで間違いはございませんか。

○奥野 学議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 お答えします。

少しニュアンスは違います。要は、このみさき公園問題について口出しすることはないと、要は、議論するべきではないというような根本から違う考えを持った議員の方々がいたということですので、とはいえ、このみさき公園問題、今やらないと結果が出てしまうことっております。

ですので、そこはしっかりと議論するべきであるので、この臨時議会で提案させていただいた次第でございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

出口議員。

○出口 実議員 少し私、理解に苦しむ点がございますので、質問をさせていただきます。

今現在、全世界で、当然、日本全国でも新型コロナウイルスが盛んな時期であって、町長始め、三役、もちろん行政職員もコロナのことに対して一番力を注いでいる中で、各部局では非常に仕事が煩雑化している中で、なぜ今日の議会の中で提出されたのか、もう少し、コロナが落ち着いた

てから、この議案を提出されたほうがよかったのではないかというふうに私は議員として考えます。

特に、今、行政の職員の方々も、町長も毎日2回、朝9時と5時にあれだけ放送されていて住民の方々が明日の生活にも困窮しているという中で、少しこの案件については時期尚早であったかというように私は考えますので、その辺をどのように松尾議員は考えられているのか、質問したいと思います。

○奥野 学議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 お答えします。

私も、この世界的な問題である新型コロナウイルスの対策に万全をまずは第一に考えて行っていくべきと考えております。

しかしながら、このみさき公園問題も相手方があることでございます。要は、南海電鉄と交わした契約がある。これについては、例えば6月末までに結果を出さないといけないことがある。

そして、さらには来年3月31日までに結果を出さないといけないものがある。

これについてもしっかりと議論して進めていく必要があるから、私はここで提案を申し上げているわけです。

ここで提案しないと、後でとなってくるともう手遅れになる事案でございます。

ですので、町長もどこかのところで、これは行政だけではなくて議会の皆さんもというようなことをおっしゃっていたところがございます。

そういった意味でも、私をこれは行政を応援する、要は行政だけに全てを丸投げするのではなくて、議会もやるべきことをやっていく、仕事をやっていく、そういう意思表示であると思えます。

そういう意味も込めまして、今回提案させていただきました。

○奥野 学議長 出口議員。

○出口 実議員 松尾議員の一応回答に、私も理解はできますけれども、特に今回、みさき公園の問題に関しましては、令和2年3月から色々議会のほうにも報告があり、検討もされてきたと。

そういう中で、多分、この6月議会でも行政のほうから、担当部局から議会のほうに説明がある中で、その説明を議員が理解して、それからでも、この提案事項はよかったのではないかと私は思います。

○奥野 学議長 答弁、必要ないですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。反対の討論、座ったままでどうぞ。

○反保多喜男議員 ご無礼いたしまして、自席から座ったまま発言させていただきます。

体調が悪いもので、喉の渇かなくうちに発言したいと思います。

ただいま、松尾議員から提案されました新たなみさき公園の開設特別委員会の設置につきましては、反対でございます。

私も5月9日まで60日間、労災病院で入院してきました。大変な入院生活をやってきましたけど、やはり入院生活でも、岬町で今一番大事なのは、みさき公園だというのがやはり頭に浮かんできます。

みさき公園が何とか今までのように発展し、たくさん人が集まればいいなというふうに、やはりみさき公園のことを入院中でも考えていました。

看護師さんからも、みさき公園はどうなっていますか、どうなっていくのですかという発言もその間にございました。

でも、みさき公園自体よく考えていただきたいと思いますが、今まで私たちの知っているみさき公園の中で働いていた人は、皆、南海の正社員です。ところが、今の時期、アルバイトの人が勝手に色々な発言をされていました。

それは一時の小遣い稼ぎと言ったら怒られてしまいますが、やはり、今までは南海電鉄なり、大阪府なり、あるいはみさき公園なり、正社員として深日の人がたくさん働かれています。

最近のこの話を聞いていたら、遊園地へ現在働きに行かれています、何とかそれで収入を得たいから、みさき公園、みさき公園と言う方がたくさんございますけど、どちらかと言えば一時の稼ぎのみさき公園の社員です。

遊園地へ行かれて、そういうふうな、親子で働きに行かれています、そういう方が今の従業員さんの形でもっていらっしゃいます。

しかも、私や今までにたくさんの方が一般質問したり、あるいは普通の形の中で議事録、全員協議会でも西総務部長、あるいは田代町長から詳細な説明が今までもありましたけれど、結局、振り返れば、皆さんのひっかかる場所は、町長が南海の社長との約束でみさき公園自体を無償でいただけるようになっているんだという約束ができていると。

それに対して、あんな大きなところ、どうして無償でくれるわけがあるのかと信じられないというような中で、こういう話が進展してきているように、自分では思います。

でも、西総務部長、あるいは町長の今までの流れを聞いていたら、それこそ、きちんとそうい

うことに、今まで一応している話だと。そういうように自分では思っているのですけれど。

現に、この3月には岬町の公園はこういうふうになるんだという制定まで出して、皆さんの賛成の中で岬町立みさき公園、公園条例の制定を成立させているわけですが、それに我々岬町の中では常任委員会が三つあり、一つの大きな柱で事業委員会というものがあり、その事業委員会の中でも、大きな事業ですからみさき公園の事業も当然入って議論ができるように自分では思っております。

それなのに、みさき公園の小委員会というか、そういう委員会を作ってやっつけよう、特別委員会を別個に作って、そしてやっつけようというようなことを今も言われていますけれど、そういう議論は大きな事業委員会の中ですべきであって、そういう小さな、小さいと言ったら失礼ですが、こういう特別委員会を作って、そこで議論をしようということにはやはり反対せざるを得ないと思います。

ですから、委員会で議論する必要がないという考え自体そのものに反対です。

事業委員会の中で堂々とみさき公園自体の議論をすべきだと思っておりますので、最初に言いましたように、新たなみさき公園の開設、特別委員会の設置については反対でございます。

○奥野 学議長 賛成討論の方。

坂原議員。

○坂原正勝議員 本件について、賛成討論を行います。

そもそも特別委員会とは、特定の案件、事件について調査、研究、審査するものと認識しております。

現状、岬町住民にとって一番の関心事がこのみさき公園の今後の姿ではないかと思えます。

また、岬町住民のみならず、内外問わず、関西圏、あるいは全国に散らばるみさき公園のファンの方々がその耳目を集中しているところでございます。

その住民の負託を受けた我々議員が住民の最も関心の高い事件について調査し、研究して意見を述べると。また、住民の声を届けていくと。その場としてみさき公園の特別委員会を設置するのは当然のことであるというふうに思えます。

むしろ、今、このみさき公園の特別委員会を作らずして我々議員として住民の負託に果たしてそれで答えていると言えるのかとまで私は思います。

そういう意味から、本件については賛成いたします。

○奥野 学議長 続いて、反対討論です。辻下議員、どうぞ。

○辻下正純議員 特別委員会設置について、反対で討論に参加します。

これまで、南海から平成31年3月に、岬町に公園事業から撤退意向の文書が出てきました。以来、みさき公園の将来について行政から説明を受け、議論を重ねてきたところでもあります。これからも行政から提案を受け、論議、審議することが議会の役目であり、三権分立のあるべき姿であるとともに、議会議員の役目と認識するものであります。

このような中、これからもみさき公園が新たな岬町立みさき公園としてスタートするに当たり、過日の3月において岬町立みさき公園条例が提案され、事業委員会、続いて本会議でも満場一致で可決され、スタートしたわけでもあります。

よって、この岬町立みさき公園のこれからの行政の主体性を尊重し、それに対し事業委員会という常任委員会で協議、議論を図るものと認識しているものであります。

このたびの新たなみさき公園開設委員会の特別委員会の設置は必要がなく、設置に反対するものであります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方、おられますか。

中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第9号について、賛同する立場で討論に加わります。

私自身は、一般質問や全員協議会の中等で、このみさき公園を今後どのように発展させていくのかということについて様々お尋ねさせていただいてまいりました。

それをさらに前に進めるものということで、この特別委員会の設置の必要性について認めるところでありますので、賛同したいと考えるものであります。

町としては、来年度からの本格的な開園というのを目指しているとこれまでの条例の確認等で認めているものでありますけれども、今般、新型コロナウイルスの感染症の関係で、この1年間で本当に準備が進むのかという先行きについては不安を持っているところでもありますけれども、時期はいつからになるかは別にして、岬町としてどのような公園を開設するお考えかということについて、議会としてもよく確認させていただいた上で、その中で提案できるものがあれば提案をしていく。

また、計画の中で住民の声を十分反映させるという意味においては、議会としてしっかりと役割を果たしていく必要があると思いますので、この一つの重大な案件、みさき公園をどのように活用していくのかということについては、議会として調査研究を行うということで、特別委員会を設置するべきであると考えています。

それで、先ほど来お聞きしてきました各議員の皆さんそれぞれお考えがあらうかと思ひますし、議員それぞれで立場が違うというのは当然のことと言えらと思ひます。

今回、特別委員会の設置について全会一致での提案に至らなかったということは非常に残念なことと私自身は考えておりますが、少し先ほど来のことで、みさき公園でお仕事をなさっていた方について、小遣い稼ぎといったような表現をなさった方がおられて、その表現について私はいかがかなと思っております。

もちろん、みさき公園でお仕事をなさって、その収入のみで食べていらっしゃる方というのはもしかしたら少なかつたのかもしれませんが。

しかしながら、生活保障の一部になっていた方というのは少なからずおられるのではないかと思いますので、私は幾らみさき公園で働いたことによって収入を得ていたかという問題は別にして、やはり一つの岬町における大きな拠点、集客拠点を支えてくださっていた方々というように考えるものでありますから、そのように考えるのはいかがかなと考えています。

それで、特別委員会の必要性についてですけれども、他の議員の方から、事業委員会の中で審議することもできるのではないかというお考えも示されたところです。

しかしながら、事業委員会で審査をする事柄については、付託を受けた案件ということに限られておまして、さらに、それに追加して当該委員会の中で審議したい事柄が出てきたときには、協議会という形に切り替えられてしまうのが今の私ども岬町議会の運営上のルールであります。

ですので、私は全員協議会にしる、事業委員会の協議会にしる、協議会という形で審査をされる限り、基本的に記録は残さないこととなりますから、やはり議会としてこの問題にしっかりと向き合っていくつつ、必要な調査検討も行い、住民の皆さんの声をしっかりと反映させる、それに足る十分な審議を行うという意味では、この特別委員会の設置が必要であろうと考える立場です。

その考えに基づいて賛同するものであります。

○奥野 学議長 皆さんにお諮りします。間もなく正午になりますが、この案件を継続して続けたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 反対いたします。

現在、現下においてみさき公園に関する特別委員会を設置することは行政の業務遂行に対する圧力団体を設ける可能性があると思っております。

先ほど来から各議員の質疑、あるいは反対の討論におきまして出尽くしたことではございます

が、本年3月に町が全くすばらしいタイミングで無償で土地を手に入れることができいております。

また、それ以降、諸般課署、あるいはプロジェクトチーム等においても今後のみさき公園について役所の業務として検討を進めているところでありまして、そこに対して委員会を設け、口出しをするというのは議会の本分ではないと認識しております。

事業委員会ないし何らかの確実な議事録の残る委員会での報告を受けるという形が望ましいかと思っております。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、続いて反対討論の方はおられますか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 反対の立場で討論に加わらせていただきます。

先ほど来から賛成、反対の討論等々を聞かせていただきました。

ここ数年、事業委員会の委員長をさせていただいて思うところがございますが、このみさき公園の案件を取り扱うのは事業委員会であると、私はこのように思います。

と言いますのは、やはり透明性を確保するといった観点があります。

議事録が残る、残らないというのは大きな違いであり、現在、岬町議会において議事録が残るのは常任委員会で、特別委員会においては残らないといったことがございます。

そこで、議論をすることを広く住民並びに皆さんに知ってもらうためには、やはり常任委員会。そこで切り替えて、先ほどは事業委員会の協議会で話しをされるのではないかと懸念されましたが、それは常任委員会の中において議論をするところがございますので、そこで取り扱えばいいのかなと、このように思っております。

また、質問でしましたけれども、先ほど、全員ではなく6人でといった回答の中で、提案者の思われているところは、積極的な議員だけがこの特別委員会の委員になるのであろうと思われるような発言がございました。

議論をするその委員会の構成委員が偏ったものであるのならば、もう最初からやめておけばいいと、このように思います。

やはり、議論をするには賛否、そういう立場のものがしっかりと構成することが必要だと。その中で、民主主義ですから多数決を取って決めていく、それがいいのではないかと、このように思う立場から反対とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに、反対討論の方、おられますか。

出口議員。

○出口 実議員 私も、この特別委員会には反対をいたします。

このたびの特別委員会の設置の議案の提案は2件の提案がございました。

先の議員提案された第二阪和国道複線化促進委員会は、和歌山市、阪南市との共有共同の要望活動をしている中で、当然に現実的な動きへの対応であると判断したところです。

しかし、この新たなみさき公園開設委員会はどうでしょうか。少し私、疑問に思うのですけれども、みさき公園に係る審議、議論はこれまで常任委員会である事業委員会で議論して、過日の令和2年3月議会において、新たに岬町立みさき公園として条例審議を始め、満場一致で可決された状況でございます。つまり、事業委員会であるということです。

もう一点、3月議会においての内容でございますが、これまでのみさき公園、南海の撤退を受けての議論を改めて議事録を確認しました。

すると、どうですか。令和2年3月5日、令和2年第1回岬町議会定例会（第2日目）会議録の記載の議事日程に、日程第19、議員提出議案（第1号）みさき公園を遊園地として存続するよう求める意見書という名称となっております。

松尾議員からの議員提案で、議長自身も今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書と述べていることに気付きました。

提案の名称を再議論してあるのであれば良いのですが、公明公平に議論したというところはどうですかと、考えていただきたいところがあると申し述べます。

なお、議員提案は起立少数で否決され、色々な意味で、私、出口もほっとしております。

いずれにしても、町行政から過日の3月議会に公園条例が提出されるのでこの提案に反対でありました。

なお、署名議員が私、出口と松尾議員となっているからでございます。

よって、岬町立みさき公園がさらに町民だけではなく、府民、関西圏のみんなに愛される、親しまれる町立公園として町行政と議論を深めてまいりたいと考えております。

ですから、特別委員会を設けるのではなく、常任委員会で、事業委員会で十分であると私は考えております。

そういう私の意見でございまして、反対討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに討論のある方はおられますか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第9号「特別委員会の設置について（新たなみさき公園開設委員会）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○奥野 学議長 起立少数であります。

よって、議員提出議案第9号は否決することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

全員懇談会を13時30分から第2委員会室で開催します。

理事者については、西総務部長の出席をお願いします。

暫時休憩いたします。

(午前12時09分休憩)

(午後2時28分再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○奥野 学議長 お諮りします。日程第12、選任第1号「常任委員会委員の選任について」、日程第13、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」、日程第14、選任第3号「特別委員会委員の選任について」の3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、日程第12、日程第13及び日程第14の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿案のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの

委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されますので、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

(午後2時30分休憩)

(午後2時31分再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○奥野 学議長 日程第15、選挙第1号、「泉州南消防組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名について、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に総務文教委員会委員長、小川日出夫君。議長の私、奥野 学を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました小川日出夫君と奥野 学を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小川日出夫君と奥野 学が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から

会則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、小川日出夫君、よろしくお願ひします。

○奥野 学議長 日程第16、議案第36号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、坂原正勝君の退場を求めます。

(坂原正勝議員 退場)

○奥野 学議長 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第16、議案第36号、監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員のうちから選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員として岬町議会議員、坂原正勝氏の選任について同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより議案第36号「監査委員の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定しました。

坂原正勝君の入場を求めます。

(坂原 正勝議員 入場)

○奥野 学議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○奥野 学議長 お諮りします。

日程第17「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程第18「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第19「事業委員会の閉会中の所管事務について」、日程第20「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程第21「特別委員会の閉会中の所管事務調査について」までの5件について一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第17から日程第21までの5件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、三常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。三常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして、私の方からご挨拶を申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長の方は演壇のほうへお願いします。

(三役、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長 登壇)

○奥野 学議長 どうもお疲れ様でございました。

反保議員が欠席でございますけれども、あと皆様方に改めてご報告したいと思います。

新たな流れを決定させていただきました。

色々と特別委員会等々で議論いただきましたけれども、議会が一体となって、また田代町長、理事者ととともにさらなる岬町の発展のために、令和2年度も頑張ってまいりたいと思います。

皆様方と一緒に色々と考えてまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願います。

(拍手)

○奥野 学議長 それでは、1年間ご苦勞されました前監査委員、各前常任委員長、前議会運営委

員長は演壇のほうへお並び願います。

前役員を代表しまして、坂原監査委員からご挨拶をお願いいたします。

○坂原正勝議員 反保議員が欠席ですが、前5役皆様方のお力添えをもちまして無事に務めさせていただきました。

また、一部残っている方もおられますが、引き続きよろしく願います。

皆様、1年間本当にありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 前役員の皆様、1年間本当にご苦勞様でございました。

お諮りします。

以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これをもって、令和2年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

(午後2時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年5月12日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 谷 崎 整 史

議 員 道 工 晴 久